

京都府公報

号 外 第 28 号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

条 例	ページ	規 則	
○京都府府税条例の一部を改正する条例 (税務課)	5	○京都府警察手数料徴収条例の一部を改正する条例 (警察本部交通規制課)	14
○個人府民税の控除対象となる特定非営利活動法人への寄附金を定める条例の一部を改正する条例 (文化生活総務課)	8	○京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業等の立地促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (産業立地課)	〃
○京都府立学校授業料等徴収条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例 (文教課、教育庁管理課、高校教育課)	〃	○京都府警察手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則 (警察本部交通規制課)	18
○京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例等の一部を改正する条例 (文教課、こども・子育て総合支援室)	9	公 安 委 員 会	
○京都府立学校授業料等徴収条例等の一部を改正する条例 (医療課)	11	○京都府道路交通規則及び京都府警察本部等組織規則の一部を改正する規則	〃
○京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業等の立地促進に関する条例の一部を改正する条例 (産業立地課)	13	○平成26年京都府公安委員会告示第47号の廃止	〃

本号で公布された条例のあらまし

◇京都府府税条例の一部を改正する条例（京都府条例第12号）（税務課）

1 改正の理由

令和 8 年度税制改正としての地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、個人府民税、不動産取得税等について所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 個人府民税に関する事項

ア 住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を令和25年度分の個人の府民税及び居住年が令和12年であるものまで延長することとした。（附則第 4 条の 4 関係）

イ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第31条の 2 第 2 項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等が、その譲渡をした時において地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域又は浸水被害防止区域内に存する場合には、本特例措置の適用ができないこととした。（附則第 9 条関係）

ウ 上場株式等を受け入れる非課税口座につき契約不履行等事由が生じた場合、当該契約不履行等事由による当該非課税口座の廃止の際、当該非課税口座内の上場株式等の譲渡があったものとして株式等譲渡所得割を課することとした。（附則第11条の 3 の 3 関係）

エ 所得割の納税義務者が特定暗号資産の譲渡をした場合には、当該特定暗号資産の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、他の所得と分離して100分の 2（当該納税義務者が指定都市の区域内に

住所を有する場合には、100分の1)の税率により申告を通じて所得割を課することとした。(附則第11条の3の6関係)

(2) 不動産取得税に関する事項

ア 新築住宅特例適用住宅及びその土地に係る課税標準の特例措置等について、一定の災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域若しくは浸水被害防止区域の区域内にある住宅又は市街化調整区域のうち土砂災害警戒区域若しくは一定の浸水想定区域内にある住宅(以下「特定区域内住宅」という。)及びその土地を適用対象から除外することとした。(第43条の2の2第1項、第8項及び第9項、第43条の6第3項関係)

イ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置について、特定区域内住宅を適用対象から除外することとした。(附則第13条関係)

(3) その他

その他所要の規定整備を行うこととした。

3 施行期日

令和9年1月1日。ただし、2の(3)(附則第11条の3の2の改正部分(同条第1項中「において「非課税口座」を「並びに次条第1項において「非課税口座」に改める部分を除く。)に限る。)については令和8年7月14日、2の(1)のイについては令和10年1月1日、2の(3)(第42条の21の改正部分に限る。)については令和10年4月1日、2の(2)のア(第43条の2の2第1項及び第43条の6第3項の改正部分に限る。)及びイ(附則第13条第8項の改正部分に限る。)については令和11年4月1日、2の(2)のア(第43条の2の2第8項及び第9項の改正部分に限る。)については都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和8年法律第23号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日、2の(2)のイ(附則第13条第14項の改正部分に限る。)については都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日、2の(1)のエについては金融商品取扱法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律(令和8年法律第 号)の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

◇個人府民税の控除対象となる特定非営利活動法人への寄附金を定める条例の一部を改正する条例(京都府条例第13号)(文化生活総務課)

1 改正の理由

個人府民税の控除対象となる特定非営利活動法人への寄附金を定める条例(平成24年京都府条例第49号)において控除対象特定非営利活動法人として規定している法人について、控除対象特定非営利活動法人として継続するための手続が行われなかったため、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

特定非営利活動法人F a S o L a b o 京都の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金を地方税法(昭和25年法律第226号)第37条の2第1項第4号に規定する条例で定める寄附金から除外することとした。(別表関係)

3 施行期日

令和8年9月30日

◇京都府立学校授業料等徴収条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例(京都府条例第14号)(文教課、教育庁管理課、高校教育課)

1 改正の理由

高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)の一部改正に伴い所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 京都府立学校授業料等徴収条例(昭和23年京都府条例第12号)の一部改正

高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律(令和8年法律第8号。以下「改正法」という。)の経過措置により引き続き就学支援金の支給対象となる者について、引き続き授業料の徴収猶予を可能とすることとした。(第1条(第3条)関係)

(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(平成27年京都府条例第7号)の一部改正

府独自の高等学校等就学支援事務に係る番号利用事務に関し、改正法の影響を受けないようにする等のため、所要の規定整備を行うこととした。(第2条(第1条、別表第1)関係)

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和8年7月14日

(2) 適用

2の(1)の規定については、令和8年4月1日から適用することとした。

◇京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例等の一部を改正する条例（京都府条例第15号）（文教課、こども・子育て総合支援室）

1 改正の理由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

- (1) 幼稚園型認定こども園等及び幼保連携型認定こども園の1学級の園児又は子どもの数の上限を、原則35人から原則30人に引き下げることとした。（第1条（第4条、第18条）関係）
- (2) 教育及び保育に従事する職員の配置基準について、理学療法士等又は看護師等であって、子育てに関する知識及び経験を有する者を、それぞれ1人に限り、幼稚園型認定こども園等に置かなければならない保育士の資格を有する者及び幼保連携型認定こども園に置かなければならない者とみなして算定することができることとした。（第1条（第5条、第19条、附則第9項）関係）
- (3) 幼保連携型認定こども園の学級ごとに1人以上配置しなければならない保育教諭等の職種に主務保育教諭を、同園に配置するよう努めなければならない職員の職種に主務養護教諭をそれぞれ追加することとした。（第1条（第19条）関係）
- (4) 満3歳以上満4歳未満の園児及び子どもに対する教育及び保育に従事する職員の数に関する配置基準に係る経過措置について、当分の間としている期間を令和10年3月31日までとすることとした。（第2条（附則第2項～附則第5項）関係）
- (5) その他所要の規定整備等を行うこととした。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和8年7月14日

(2) 経過措置

2の(1)について、所要の経過措置を設けることとした。

◇京都府立学校授業料等徴収条例等の一部を改正する条例（京都府条例第16号）（医療課）

1 改正の理由

京都府立看護学校（以下「看護学校」という。）の新校舎及び新学生寮の供用開始に伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

- (1) 京都府立学校授業料等徴収条例（昭和23年京都府条例第12号）の一部改正
看護学校の授業料を228,000円に、入学考査料を20,000円に、入学料を100,000円に、それぞれ引き上げることとした。（第1条（第1条）関係）
- (2) 京都府立看護学校修学資金の貸与に関する条例（平成16年京都府条例第32号）の一部改正
修学資金の額は、授業料、入学料等を賄うに足りる額として規則で定める額とすることとし、貸与の対象となる修学資金に、学生寮使用料のうちその費用の負担の軽減を図る必要があると認められる部分及び看護臨地実習等の看護学校の課程の履修に要する費用のうち規則で定める費用を加えることとした。（第2条（第1条、第2条）関係）
- (3) 京都府立看護学校条例（平成24年京都府条例第64号）の一部改正
ア 看護学校の設置場所を与謝郡与謝野町字男山519番地1とすることとした。（第4条（第1条）関係）
イ 看護学校は、看護師の養成を行うとともに、病院等の業務に従事し、又は従事しようとする看護師等に対し、看護業務に関する専門知識及び技能の向上を目的とした研修等（就業の再開を支援するためのものを含む。以下「看護キャリア継続支援研修等」という。）を実施することにより看護師等の資質の向上及び就業の促進を図り、もって医療提供体制の持続的な確保に資することを目的とすることとした。（第4条（第1条、第2条）関係）
ウ 看護学校の学生寮として、京都府立看護学校学生寮（以下「学生寮」という。）を、与謝郡与謝野町字

男山429番地2に設置することとした。(第3条(第7条)関係)

エ 学生寮に入寮することのできる者は、看護学校に在学する者のうち、入寮を希望する者とするものとした。(第3条(第8条)関係)

オ 学生寮に入寮しようとする者は、知事の許可(以下「入寮許可」という。)を受けなければならないものとし、知事は、入寮許可に条件を付することができるものとした。(第3条(第9条)関係)

カ 知事は、入寮許可を受けて学生寮に入寮する者(以下「寮生」という。)が一定の事由に該当する場合は、入寮許可を取り消し、又は学生寮の使用を制限し、若しくは一時停止させることができること等とした。(第3条(第10条)関係)

キ 寮生は、駐車場を占有して使用することができるものとし、当該使用に当たっては、知事の許可を受けなければならないものとした。(第3条(第11条)関係)

ク 寮生は、学生寮の秩序を尊重し、並びにこの条例及びこれに基づく規則を遵守するほか学生寮(駐車場を含む。)の管理上必要があると認めて管理者が行う指示に従わなければならないものとした。(第3条(第12条)関係)

ケ 知事は、看護キャリア継続支援研修等を受ける看護師等に対し、特に必要があると認めるときは、学生寮の用途又は目的を妨げない限度において地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定による目的外使用許可をすることができるものとし、その許可の期間は、看護キャリア継続支援研修等の内容等を勘案して1年を超えない範囲内で知事が定める期間とするものとした。(第4条(第14条)関係)

コ 寮生、駐車場使用者及びケの許可を受けて学生寮を使用する者(以下「特例使用者」という。)は、次に掲げる使用料を納付しなければならないものとし、その使用料は、毎月徴収すること等とした。(第3条(第13条、別表)、第4条(第15条、別表)関係)

(ア) 学生寮使用料 1人1室につき月額30,000円

(イ) 駐車場使用料 1人1区画につき月額4,000円

(ウ) 特例使用料 1人1室につき月額60,000円

サ 既納の使用料は、還付しないものとし、災害その他寮生又は特例使用者の責めに帰することのできない事由があるときその他規則で定めるときは、規則で定めるところにより、その使用ができない期間に係る使用料を還付することができるものとした。(第3条(第14条)関係)

シ 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができるものとした。(第3条(第15条)関係)

ス その他所要の規定整備を行うものとした。(第3条(第7条)関係)

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和9年4月1日。ただし、2の(1)の一部については令和8年7月14日、2の(2)の一部並びに(3)のウからクまで、コの一部及びサからスまでについては同年8月1日

(2) 経過措置

2の(1)について、所要の経過措置を定めるものとした。

◇京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業等の立地促進に関する条例の一部を改正する条例(京都府条例第17号)(産業立地課)

1 改正の理由

地域再生法施行規則(平成17年内閣府令第53号)の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

地域再生法(平成17年法律第24号)の規定による課税の特例等の対象要件とされている特定業務施設等に常時雇用される従業員の人数に係る要件のうち府の区域外からの転勤に係る要件を同法に規定する集中地域からの転勤に限定されたことを踏まえ、不動産取得税軽減の要件を同様に限定するものとした。(第9条関係)

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和8年7月14日

(2) 経過措置

この条例の施行の際現に特定地域整備事業の実施に関する計画の認定を受けていた者及び当該認定を受けていた計画について、所要の経過措置を定めるものとした。

◇京都府警察手数料徴収条例の一部を改正する条例（京都府条例第18号）（警察本部交通規制課）

1 改正の理由

府内に設置されているパーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の廃止に伴い、府が徴収する手数料について、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定するパーキング・メーターの作動等の事務に係る規定を削除することとした。（別表第2関係）

3 施行期日

令和8年8月1日

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

京都府府税条例の一部を改正する条例

個人府民税の控除対象となる特定非営利活動法人への寄附金を定める条例の一部を改正する条例

京都府立学校授業料等徴収条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例等の一部を改正する条例

京都府立学校授業料等徴収条例等の一部を改正する条例

京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業等の立地促進に関する条例の一部を改正する条例

京都府警察手数料徴収条例の一部を改正する条例

令和8年7月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府条例第12号

京都府府税条例の一部を改正する条例

京都府府税条例（昭和25年京都府条例第42号）の一部を次のように改正する。

第34条第2項中「第317条の3の3第4項」を「第317条の3の3第5項」に改める。

第42条の21第1項中「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和30年法律第37号）」を「同法」に改め、同条第4項中「第8条第1項」を「（昭和30年法律第37号）第8条第1項」に改める。

第43条の2の2第1項中「限る。」の右に「（次に掲げる住宅（当該住宅に係る建築確認を受けた時において、当該住宅の建築をする土地の全部が第1号アからオまでに掲げる区域外又は都市計画法（昭和43年法律第100号）

第7条第1項に規定する市街化調整区域（第2号において「市街化調整区域」という。）のうち第2号ア若しくはイに掲げる区域外にあつた場合における当該住宅を除く。第43条の6第3項において「特定区域内住宅」という。）の新築（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含む。）を除く。）を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 次に掲げる区域内にある住宅（当該住宅の一部が次に掲げる区域内にある場合における当該住宅を含むものとし、所有者、当該所有者の配偶者又は当該所有者の2親等以内の親族が居住の用に供し、又は供していた住宅でその居住の用に供し、又は供していた期間として法第73条の14第1項第1号の政令で定める期間が5年以上であるもののうち同号の政令で定めるものの建替えにより新築された住宅を除く。）

ア 建築基準法第39条第1項の災害危険区域で法第73条の14第1項第1号イの総務省令で定めるもの

イ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域

ウ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域

エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域

オ 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域

- (2) 市街化調整区域のうち次に掲げる区域内にある住宅（当該住宅の一部がアに掲げる区域内にある場合における当該住宅を含むものとし、建替えにより新築された住宅及び農業、林業又は漁業を営む者の居住の用に供する住宅を除く。）

ア 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の土砂災害警戒区域

イ 水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第4号に規定する浸水想定区域で法第73条の14第1項第2号ロの総務省令で定めるもの

第43条の2の2第8項中「第118条の25の3第3項」を「第118条の25の2第3項」に、「適用される」を「適

用する」に改め、同条第9項第1号中「第91条第4項」を「第91条第3項」に改め、同項第2号中「第111条」を「第111条第3項」に改める。

第43条の6第3項中「法」を「特定区域内住宅を除くものとし、法」に改める。

附則第4条の4第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第9条第2項中「第4項」を「第5項」に改め、同条中第8項を第9項とし、同条第7項中「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「附則第34条の2第9項」を「附則第34条の2第11項」に、「第4項」を「第5項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「附則第34条の2第8項」を「附則第34条の2第10項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「附則第34条の2第7項」を「附則第34条の2第9項」に改め、同条中同項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第11条の2の2第2項及び附則第11条の2の3第2項中「附則第11条の3の3」を「附則第11条の3の4」に改める。

附則第11条の3の2第1項中「又は同項第4号」を「、同項第4号」に、「に基づき」を「又は同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約（以下この条において「特定非課税累積投資契約」という。）に基づき」に、「において「非課税口座」を「及び次条第1項において「非課税口座」に改め、同条第2項中「又は同条第5項第5号」を「、同項第5号」に、「から」を「、同項第7号に規定する特定累積投資勘定（以下この項において「特定累積投資勘定」という。）又は同項第8号に規定する特定非課税管理勘定（以下この項において「特定非課税管理勘定」という。）から」に、「又は非課税累積投資契約」を「、非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約」に、「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改める。

附則第11条の3の4第3項中「附則第11条の3の4第1項」を「附則第11条の3の5第1項」に改め、同条を附則第11条の3の5とし、同条の次に次の1条を加える。
（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る府民税の課税の

特例）

第11条の3の6 当分の間、府民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第27条及び第28条並びに法第32条第2項の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として法附則第35条の3の6第1項の政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第27条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の2（当該納税義務者が京都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1）に相当する金額に相当する府民税の所得割を課する。この場合において、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、府民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第27条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第11条の3の6第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第29条から第30条の2まで、附則第4条第1項及び附則第4条の4第1項の規定の適用については、第29条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第11条の3の6第1項の規定による府民税の所得割の額」と、第29条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第11条の3の6第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第30条、第30条の2、附則第4条第1項及び附則第4条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第11条の3の6第1項の規定による府民税の所得割の額」と、第29条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第11条の3の6第1項の規定による府民税の所得割の額の合計額」と、附則第4条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第11条の3の6第1項に規定する特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」とする。

(3) 附則第3条の2第1項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第11条の3の6第1項の規定による府民税の所得割の額」と、同項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第11条の3の6第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附

則第11条の3の6第1項の規定による府民税の所得割の額」とする。

附則第11条の3の3第1項中「附則第35条の3の3第1項」を「附則第35条の3の4第1項」に改め、同条第2項中「附則第35条の3の3第2項」を「附則第35条の3の4第2項」に改め、同条第3項中「同条第6項に規定する契約不履行等事由（以下この項及び次条第1項において「契約不履行等事由」という。）」を「契約不履行等事由」に、「附則第35条の3の3第3項」を「附則第35条の3の4第3項」に改め、同条を附則第11条の3の4とし、附則第11条の3の2の次に次の1条を加える。
（非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等に係る府民税の課税の特例）

第11条の3の3 非課税口座及び租税特別措置法第37条の14第5項第9号に規定する特定課税未成年者口座（以下この項において「特定課税未成年者口座」という。）を開設する個人の基準年の前年12月31日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき同法第37条の14の2第6項に規定する契約不履行等事由（次条第3項及び附則第11条の3の5第1項において「契約不履行等事由」という。）が生じ、同法第37条の14第8項の規定の適用があつたときは、同項第1号に掲げる金額から同項第2号に掲げる金額を控除した金額を第41条の11第1項に規定する特定株式等譲渡所得金額とみなして、府民税の株式等譲渡所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合における第24条第1項第7号並びに第41条の14第1項及び第2項の規定の適用については、同号中「特定株式等譲渡対価等（法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡対価等という。以下この号及び第41条の14において同じ。）の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座（以下この号及び第41条の14第1項において「非課税口座」という。）及び同法第37条の14第5項第9号に規定する特定課税未成年者口座を開設する個人で同法第37条の14第6項に規定する契約不履行等事由が生じたことによる当該非課税口座の廃止（第41条の14第1項及び第2項において「非課税口座の廃止」という。）の日」と、同条第1項中「選択口座が開設されている租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する金融商品取引業者等で特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「非課税口座の廃止の日」と、「に対して当該特定株式等譲渡対価等の支払をするもの」とあるのは「の当該非課税口座が開設されている租税特別措置法第37条の14第1項に規定する金融商品取引業者等」と、同条第2項中「特定株式等譲渡対価等の支払をする際」とあるのは「非課税口座の廃止の際」と、「年の翌年の1月10日（法第71条の51第2項の政令で定める場合にあつては、同項の政令で定める日）」とあるのは「月の翌月10日」とする。

3 前2項の規定の適用がある場合における第23条の規

定の適用については、同条中「まで及び」とあるのは「まで、」と、「第4項まで」とあるのは「第4項まで及び附則第11条の3の3第1項並びに同条第2項の規定により読み替えられた次条第1項第7号」とする。

附則第13条第8項中「の新築を」を「（第43条の2の2第1項に規定する特定区域内住宅を除く。）の新築を令和11年4月1日から」に改め、「まで」の右に「の間」を、「取得が」の右に「令和11年4月1日から」を加え、同条第14項中「同条第13項」を「同条第17項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第11条の3の2の改正規定(同条第1項中「において「非課税口座」を「及び次条第1項において「非課税口座」」に改める部分を除く。) 公布の日

(2) 附則第9条の改正規定並びに附則第4項及び第5項の規定 令和10年1月1日

(3) 第42条の21の改正規定 令和10年4月1日

(4) 第43条の2の2第1項、第43条の6第3項及び附則第13条第8項の改正規定並びに附則第7項の規定 令和11年4月1日

(5) 附則第13条第14項の改正規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）の施行の日

(6) 第43条の2の2第8項及び第9項の改正規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

(7) 附則第11条の3の4を附則第11条の3の5とし、同条の次に1条を加える改正規定（附則第11条の3の4を附則第11条の3の5とする部分を除く。）及び附則第6項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日（府民税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の京都府府税条例（以下「新条例」という。）附則第11条の3の3の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の府民税について適用し、令和7年度分までの個人の府民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第4条の4第1項の規定は、個人の府民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。)第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋

を含む。)若しくは既存住宅(同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、個人の府民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

4 新条例附則第9条第4項の規定は、個人の府民税の所得割の納税義務者が附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に行う同条第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日から同項第4号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第9条第4項の規定の適用については、同項中「地すべり等防止法」とあるのは「地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)」と、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」とあるのは「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)」と、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」とあるのは「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)」と、「特定都市河川浸水被害対策法」とあるのは「特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)」とする。

6 新条例附則第11条の3の6第1項及び第2項の規定は、附則第1項第7号に掲げる規定の施行の日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の府民税について適用する。

(不動産取得税に関する経過措置)

7 新条例第43条の2の2第1項、第43条の6第3項及び附則第13条第8項の規定は、附則第1項第4号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課す

べき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

京都府条例第13号

個人府民税の控除対象となる特定非営利活動法人への寄附金を定める条例の一部を改正する条例

個人府民税の控除対象となる特定非営利活動法人への寄附金を定める条例(平成24年京都府条例第49号)の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人F a S o L a b o 京都の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年9月30日から施行する。

京都府条例第14号

京都府立学校授業料等徴収条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

(京都府立学校授業料等徴収条例の一部改正)

第1条 京都府立学校授業料等徴収条例(昭和23年京都府条例第12号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「法の規定」の右に「(高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律(令和8年法律第8号)附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の法の規定を含む。)」を加える。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正)

第2条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(平成27年京都府条例第7号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項第1号中「3の項」の右に「及び10の項」を加える。

別表第1の10の項中「並びに」を「(同条に規定する高等学校等に該当しない)に」、「第1条」を「第134条第1項に規定する各種学校であって、令和8年3月31日において高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律(令和8年法律第8号。以下「令和8年改正就学支援金法」という。)による改正前の就学支援金法第2条に規定する高等学校等に該当していたものを含む。)並びに学校教育法第1条」に、「を除く」を「(令和8年改正就学支援金法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における令和8年改正就学支援金法による改正前の就学支援金法第3条第1項の規定による支給を含む。)を除く」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の京都府立学校授業料等徴収条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。

京都府条例第15号

京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例等の一部を改正する条例

(京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例の一部改正)

第1条 京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例(平成18年京都府条例第46号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号及び第2項第3号中「第6項」を「第7項」に改める。

第4条第3項中「35人」を「30人」に改める。

第5条に次の3項を加える。

5 第1項、第2項及び前項本文の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、これらの規定にかかわらず、1人に限り、当該幼稚園型認定こども園等に従事する特定理学療法士等(次に掲げる者のうち子育てに関する知識及び経験を有する者をいう。以下同じ。)をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育に従事するに当たり、当該幼稚園型認定こども園等において保育に従事している保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制が確保されている場合に限る。

(1) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

(2) 心理担当職員(学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人心理療法及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)

(3) 障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもの

6 前項の場合において、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

7 第1項、第2項及び第4項本文の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者について第5項の規定により特定理学療法士等をもって代える場合には、前条第1項及び第2項の規定により置かなければならない幼稚園型認定こども園等施設職員数として算出される職員の総数の3分の1を超えてはならない。

第15条及び第16条中「附則第7項から第9項まで」を「附則第8項から第10項まで」に改める。

第18条第2項中「35人」を「30人」に改める。

第19条第1項中「又は」を「、主務保育教諭又は」に改め、同条第2項中「ときは、」の右に「前項の」を加え、同条第3項の表の備考の1中「指導保育教諭」の右に「、主務保育教諭」を加え、同表の備考に次のように加える。

5 当該幼保連携型認定こども園に特定理学療法士等として従事している者が保育に従事するに当たり、備考の1に定める者による支援を受けることができる体制が確保されているときは、1人に限り、当該特定理学療法士等を備考の1に定める者とみなして備考の1の規定を適用することができる。この場合において、当該みなされた者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

6 備考の5の規定により備考の1に定める者とみなされて園児の教育及び保育に直接従事する職員の総数は、当該幼保連携型認定こども園につきこの項の規定により必要となる幼保連携型認定こども園施設職員数の3分の1を超えてはならない。

第19条第5項第2号中「主幹養護教諭」の右に「、主務養護教諭」を加える。

第31条第1項の表第4条第1項の項及び第2項中「第14条第6項」を「第14条第7項」に改める。

附則第2項中「これらの項」を「これらの規定」に改める。

附則第3項中「及び第4項本文」を削り、「これら」を「同項」に、「幼稚園教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該幼稚園型認定こども園等において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。次項において同じ。)」を「同条第5項に定めるもののほか、次に掲げる者」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 幼稚園教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者(当該幼稚園型認定こども園等において主幹養護教諭、主務養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。)

(2) 当該幼稚園型認定こども園等に看護師等(保健師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)として従事している者(1人に限る。)。ただし、当該幼稚園型認定こども園等が次に掲げるものに該当するときは、当該看護師等についてそれぞれ次に掲げる要件を満たす場合に限る。

ア 満1歳未満の子どもの数が4人未満である幼稚園型認定こども園等 子育てに関する知識及び経験を有し、かつ、当該看護師等が保育に従事するに当たり、当該幼稚園型認定こども園等において保育に従事している保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制が確保されていること。

イ 特定理学療法士等が保育に従事する幼稚園型認定こども園等 当該看護師等が保育に従事す

るに当たり、当該幼稚園型認定こども園等において保育に従事している保育士の資格を有する者（第5条第5項ただし書の規定による支援を行う者に該当しない者に限る。）による支援を受けることができる体制が確保されていること。

附則第4項中「かかわらず」の右に「、同条第5項に定めるもののほか」を加える。

附則第6項を削る。

附則第5項中「項に」を「規定に」に改め、同項を附則第6項とし、附則第4項の次に次の1項を加える。

5 第5条第4項本文の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、同項の規定にかかわらず、同条第5項に定めるもののほか、附則第3項第1号に掲げる者をもって代えることができる。

附則第9項を削る。

附則第8項中「保育教諭とみなして第19条第3項の表」を「第19条第3項の表の備考の1に定める者とみなして同表」に改め、同項第1号中「現に」を削り、「主幹養護教諭」の右に「、主務養護教諭」を加え、同項第3号を次のように改める。

(3) 当該幼保連携型認定こども園に看護師等として従事している者（1人に限る。）。ただし、当該幼保連携型認定こども園が次に掲げるものに該当するときは、当該看護師等についてそれぞれ次に掲げる要件を満たす場合に限る。

ア 満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園 子育てに関する知識及び経験を有し、かつ、当該看護師等が保育に従事するに当たり、当該幼保連携型認定こども園において保育に従事している保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制が確保されていること。

イ 特定理学療法士等が保育に従事する幼保連携型認定こども園 当該看護師等が保育に従事するに当たり、当該幼保連携型認定こども園において保育に従事している第19条第3項の表の備考の1に定める者（同表の備考の5の規定による支援を行う者に該当しない者に限る。）による支援を受けることができる体制が確保されていること。

附則第8項を附則第9項とし、附則第7項を附則第8項とし、同項の前に次の1項を加える。

7 第5条第1項、第2項及び第4項本文の規定により置かなければならないこれらの規定に規定する資格を有する者について、附則第3項から前項までの規定によりこれらの規定に規定する者をもって代える場合における同条第7項の規定の適用については、同項中「保育士の」とあるのは「これらの規定に規定する」と、「の規定により特定理学療法士等」とあるのは「及び附則第3項から第6項までの規定によりこれらの規定に規定する者」と、「には」とあるのは「には、これらの規定に規定する者に該当

する職員の総数は」とする。

附則に次の1項を加える。

10 前項の規定により第19条第3項の表の備考の1に定める者とみなして同表の備考の1の規定を適用する場合における同表の備考の6の規定の適用については、同表の備考の6中「備考の5」とあるのは、「備考の5及び附則第9項」とする。

（京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例の一部を改正する条例（令和6年京都府条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「満3歳以上の」を「満3歳以上満4歳未満の」に改め、「（次項において「3歳以上子ども従事職員」という。）」及び「この条例による改正後の」を削り、「新条例」を「条例」に、「当分」を「令和10年3月31日まで」に、「20人」と、同表満4歳以上の子どもの項中「25人」とあるのは「30人」を「20人」に改める。

附則第5項中「の3歳以上園児従事職員の配置については、当分の間、前項の」を「は、次の表の左欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の右欄に掲げる」に、「新条例第19条第3項本文」を「条例第19条第3項」に改め、「3歳以上園児従事職員の数として」を削り、同項に次の表を加える。

令和10年3月31日までの間	前2項
令和10年4月1日以後、当分の間	前項

附則第5項を附則第7項とする。

附則第4項の前の見出しを削り、同項中「満3歳以上の」を「満3歳以上満4歳未満の」に改め、「（次項において「3歳以上園児従事職員」という。）」を削り、「新条例」を「条例」に、「当分」を「令和10年3月31日まで」に、「20人」と、同表満4歳以上の園児の項中「25人」とあるのは「30人」を「20人」に改め、同項を附則第5項とし、同項の前に見出しとして「（幼保連携型認定こども園に関する経過措置）」を付し、同項の次に次の1項を加える。

6 幼保連携型認定こども園の満4歳以上の園児の教育及び保育に従事する職員の配置についての条例第19条第3項の規定の適用については、当分の間、同項の表満4歳以上の子どもの項中「25人」とあるのは、「30人」とする。

附則第3項中「の3歳以上子ども従事職員の配置については、当分の間、前項の」を「は、次の表の左欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の右欄に掲げる」に、「新条例」を「条例」に改め、「3歳以上子ども従事職員の数として」を削り、同項に次の表を加える。

令和10年3月31日までの間	前2項
令和10年4月1日以後、当分の間	前項

附則第3項を附則第4項とし、附則第2項の次に次の1項を加える。

3 幼稚園型認定こども園等の満4歳以上の子どもの教育及び保育に従事する職員の配置についての条例第4条第1項の規定の適用については、当分の間、同項の表満4歳以上の子どもの項中「25人」とあるのは、「30人」とする。

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。
(幼稚園型認定こども園等に関する経過措置)
- この条例の施行の際現に存する幼稚園型認定こども園等において第1条の規定による改正後の京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第3項の規定により学級担任を置く場合における1学級の子どもの数については、同項の規定にかかわらず、令和14年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。
(幼保連携型認定こども園に関する経過措置)
- この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における1学級の園児数については、新条例第18条第2項の規定にかかわらず、令和14年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

京都府条例第16号

京都府立学校授業料等徴収条例等の一部を改正する条例

(京都府立学校授業料等徴収条例の一部改正)

第1条 京都府立学校授業料等徴収条例（昭和23年京都府条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条の表京都府立看護学校の項中「118,800円」を「228,000円」に、「2,200円」を「20,000円」に、「5,650円」を「100,000円」に改める。

(京都府立看護学校修学資金の貸与に関する条例の一部改正)

第2条 京都府立看護学校修学資金の貸与に関する条例（平成16年京都府条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び入学金」を「、入学金その他の費用」に改める。

第2条中「規則」を「、次に掲げる費用を賄うに足りる額として規則」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 授業料及び入学金

(2) 看護学校の学生寮に入寮する者にとっては、学生寮使用料のうちその費用の負担の軽減を図る必要があると認められる部分

(3) 看護学校の課程（看護臨地実習を含む。）の履修に要する費用のうち規則で定める費用

(京都府立看護学校条例の一部改正)

第3条 京都府立看護学校条例（平成24年京都府条例第64号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 看護学校（第2条—第6条）

第3章 学生寮（第7条—第15条）

第4章 雑則（第16条）

附則

第1章 総則

第1条の次に次の章名を付する。

第2章 看護学校

第6条を第16条とし、第5条の次に次の1条、1章及び章名を加える。

(授業料等)

第6条 看護学校の授業料、入学考査料及び入学金については、京都府立学校授業料等徴収条例（昭和23年京都府条例第12号）の定めるところによる。

第3章 学生寮

(学生寮の設置)

第7条 看護学校の学生寮として、京都府立看護学校学生寮（以下「学生寮」という。）を与謝郡与謝野町字男山429番地2に設置する。

(入寮資格)

第8条 学生寮に入寮することのできる者は、看護学校に在学する者のうち入寮を希望する者とする。

(入寮許可)

第9条 学生寮に入寮しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、学生寮の管理上必要があると認めるときは、前項の許可（以下「入寮許可」という。）に条件を付することができる。

(入寮許可の取消し等)

第10条 知事は、寮生（入寮許可を受けて学生寮に入寮する者をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、入寮許可を取り消し、又は学生寮の使用を制限し、若しくは一時停止させることができる。

(1) 学生寮の秩序を乱し、その他寮生としてふさわしくない行為をしたとき。

(2) 入寮許可に付された条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の行為により入寮許可を受けた事実が明らかとなったとき。

(4) 第13条第1項に規定する学生寮使用料を3月以上滞納したとき。

(5) 正当な事由によらないで3月以上学生寮を使用しないとき。

(6) 看護学校を休学したとき。ただし、休学を開始した日から起算して3月を経過するまでの間は、当該期間内に復学する見込みがないことが確実である場合に限る。

(7) 災害その他学生寮の管理上やむを得ない理由があると認めたとき。

2 知事は、寮生が看護学校を退学したときは、入寮許可を取り消すものとする。

(駐車場)

第11条 駐車場を占用して使用しようとする寮生は、知事の許可を受けなければならない。

2 第9条第2項及び前条の規定は、前項の許可について準用する。この場合において、同条第1項第4号中「第13条第1項に規定する学生寮使用料」とあるのは、「第13条第2項に規定する駐車場使用料」と読み替えるものとする。

(寮生の責務)

第12条 寮生は、学生寮の秩序を尊重しなければならない。

2 寮生は、この条例及びこれに基づく規則を遵守するほか、学生寮（駐車場を含む。）の管理上必要があると認めて管理者が行う指示に従わなければならない。

(使用料)

第13条 寮生は、別表に定める額の学生寮使用料を納付しなければならない。

2 第11条第1項の許可を受けて駐車場を使用する寮生は、前項の使用料のほか、別表に定める額の駐車場使用料を納付しなければならない。

3 前2項の使用料（以下「使用料」という。）は、毎月徴収する。

4 前項に定めるもののほか、使用料の納付に関し必要な事項は、規則で定める。

(使用料の還付)

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、災害その他寮生の責めに帰することのできない事由があるときその他規則で定めるときは、規則で定めるところにより、その使用ができない期間に係る使用料を還付することができる。

(使用料の減免)

第15条 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

第4章 雑則

附則の次に次の別表を加える。

別表（第13条関係）

区 分	使用料
学生寮使用料	1人1室につき 月額30,000円
駐車場使用料	1人1区画につき 月額4,000円

備考 月の途中で入寮し、又は退寮した場合の学生寮使用料の額及び月の途中で駐車場の使用を開始し、又

は終了した場合の駐車場使用料の額は、規則で定めるところにより、日割りで計算する。

第4条 京都府立看護学校条例の一部を次のように改正する。

目次中「第1条」を「第1条・第2条」に、「第2条—第6条」を「第3条—第7条」に、「第7条—第15条」を「第8条—第17条」に、「第16条」を「第18条」に改める。

第1条中「看護師を養成するため、」を削り、「与謝郡与謝野町字男山455番地」を「与謝郡与謝野町字男山519番地1」に改める。

第16条を第18条とし、第3章中第15条を第17条とする。

第14条ただし書中「寮生」の右に「又は特例使用者」を加え、同条を第16条とする。

第13条第2項中「第11条第1項」を「第12条第1項」に改め、同条中第4項を第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同条中同項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 特例使用者は、別表に定める額の特例使用料を納付しなければならない。

第13条を第15条とし、第12条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

(学生寮の使用の特例)

第14条 知事は、看護キャリア継続支援研修等（規則で定めるものに限る。）を受ける看護師等に対し、特に必要があると認めるときは、学生寮の用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

2 前項の許可は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による許可とし、その許可の期間は、前項の看護キャリア継続支援研修等の内容等を勘案して1年を超えない範囲内で知事が定める期間とする。

3 第10条第2項、第11条（第1項第6号を除く。）及び前条の規定は、第1項の許可を受けて学生寮を使用する者（以下「特例使用者」という。）について準用する。この場合において、第10条第2項中「前項の許可（以下「入寮許可」とあるのは「第14条第1項の許可（以下「特例使用許可」と、第11条第1項中「寮生（入寮許可を受けて学生寮に入寮する者）」とあるのは「地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第9項の規定によるもののほか、特例使用者（第14条第3項に規定する特例使用者）」と、「入寮許可」とあるのは「、特例使用許可」と、同項第1号中「寮生」とあるのは「特例使用者」と、同項第2号及び第3号中「入寮許可」とあるのは「特例使用許可」と、同項第4号中「第15条第1項に規定する学生寮使用料を3月以上」とあるのは「第15条第3項に規定する特例使用料を」と、同項第5号中「3月以上学生寮」とあるのは「学生寮」と、同条第2項中「寮生が看護学校を退学したときは、入寮許可」とあるのは「特例使用者が第14条第1項の

看護キャリア継続支援研修等を受ける者でなくなったときは、特例使用許可」と、第13条中「寮生」とあるのは「特例使用者」と読み替えるものとする。

第11条第2項中「第9条第2項」を「第10条第2項」に、「第13条第1項」を「第15条第1項」に、「第13条第2項」を「第15条第2項」に改め、同条を第12条とする。

第10条第1項第4号中「第13条第1項」を「第15条第1項」に改め、同条を第11条とし、第7条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第2章中第6条を第7条とし、第2条から第5条までを1条ずつ繰り下げ、第1章中第1条の次に次の1条を加える。

(設置の目的)

第2条 看護学校は、看護師の養成を行うとともに、病院等(看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成4年法律第86号)第2条第2項に規定する病院等をいう。)の業務に従事し、又は従事しようとする看護師等(同条第1項に規定する看護師等をいう。以下同じ。)に対し、看護業務に関する専門知識及び技能の向上を目的とした研修等(就業の再開を支援するためのものを含む。以下「看護キャリア継続支援研修等」という。)を実施することにより看護師等の資質の向上及び就業の促進を図り、もって地域の医療提供体制の持続的な確保に資することを目的とする。

別表を次のように改める。

別表(第15条関係)

1 寮生

区 分	使用料
学生寮使用料	1人1室につき 月額30,000円
駐車場使用料	1人1区画につき 月額4,000円

備考 月の途中で入寮し、又は退寮した場合の学生寮使用料の額及び月の途中で駐車場の使用を開始し、又は終了した場合の駐車場使用料の額は、規則で定めるところにより、日割りで計算する。

2 特例使用者

区 分	使用料
特例使用料	1人1室につき 月額60,000円

備考 月の途中で学生寮の使用を開始し、又は終了した場合の特例使用料の額は、規則で定めるところにより、日割りで計算する。

附 則

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中京都府立学校授業料等徴収条例第1条の

表の改正規定(入学考査料に係る部分に限る。)

公布の日

(2) 第2条中京都府立看護学校修学資金の貸与に関する条例第1条及び第2条の改正規定(同条に各号を加える部分(第3号に係る部分に限る。))を除く。)並びに第3条の規定 令和8年8月1日

2 第1条の規定による改正後の京都府立学校授業料等徴収条例第1条の規定(入学考査料に係る部分を除く。)は、この条例の施行の日以後に京都府立看護学校に入学する者に係る授業料及び入学科について適用し、同日前に京都府立看護学校に入学した者に係る授業料及び入学科については、なお従前の例による。

京都府条例第17号

京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業等の立地促進に関する条例の一部を改正する条例

京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業等の立地促進に関する条例(平成13年京都府条例第40号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号エ中「他の」を「地域再生法第5条第4項第5号イに規定する集中地域(以下「集中地域」という。)内の他の」に改め、同項第2号イ中「地域再生法第5条第4項第5号に規定する」及び「の区域」を削り、同条第5項第3号中「他」を「集中地域内の他」に改める。

附則第4項中「第4条第1項」の右に「(第9条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。
2 京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業等の立地促進に関する条例(以下「条例」という。)第9条第4項に規定する特定地域整備事業の実施に関する計画(以下単に「計画」という。)についてこの条例の施行の際現に同項(同条第6項において準用する場合を含む。)の認定を受けていた者及び当該認定に係る計画は、それぞれ当該計画についてこの条例による改正後の条例第9条第4項の認定を受けた者及び当該認定に係る計画とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条第6項中「準用する」とあるのは、「準用する。この場合において、前項第3号中「集中地域内の他」とあるのは、「他」と読み替えるものとする」とする。

京都府条例第18号

京都府警察手数料徴収条例の一部を改正する条例

京都府警察手数料徴収条例（平成12年京都府条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中 3 の項を削り、4 の項を 3 の項とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。

規 則

次に掲げる規則をここに公布する。

京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業等の立地促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都府警察手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

令和 8 年 7 月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府規則第27号

京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業等の立地促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業等の立地促進に関する条例施行規則（平成14年京都府規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第 5 条第 4 項第 5 号」を「第 5 条第 4 項第 5 号イ」に改める。

別記第 2 号様式の（その 2）中

府の区域外の他の事業所からの転勤者数							
--------------------	--	--	--	--	--	--	--

を

府の区域外の他の事業所からの転勤者数	集中地域内にある他の事業所からの転勤者数						
	集中地域外にある他の事業所からの転勤者数						

に、

	人	人	人	人	人	人	人

を

新 規 雇 用 者		人	人	人	人	人	人	人
府の区域外の他の事業所からの転勤者	集中地域内にある他の事業所からの転勤者							
	集中地域外にある他の事業所からの転勤者							

に改める。

別記第3号様式の(その2)中

イ 府の区域外の他の事業所からの転勤者数			
----------------------	--	--	--

を

イ 府の区域外の他の事業所からの転勤者数	集中地域内にある他の事業所からの転勤者数			
	集中地域外にある他の事業所からの転勤者数			

に、

	人	人	人

を

新 規 雇 用 者		人	人	人
府の区域外の他の事業所からの転勤者	集中地域内にある他の事業所からの転勤者			
	集中地域外にある他の事業所からの転勤者			

に改める。

別記第6号様式の(別紙)中

「・特定地域業務施設

区 分	新 築	増 築	購 入	賃 貸	用 途 変 更
土 地					
建 物					

・児童福祉施設

区 分	新 築	増 築	購 入	賃 貸	用 途 変 更
土 地					
建 物					

を

「・土地

区 分	購 入	賃 貸	用 途 変 更
特 定 地 域 業 務 施 設			
児 童 福 祉 施 設			

・建物

区 分	新 築	増 築	購 入 (新 築)	購 入 (中 古)	賃 貸	用 途 変 更
特 定 地 域 業 務 施 設						
児 童 福 祉 施 設						

に、

府の区域外の他の事業所からの転勤者数							
--------------------	--	--	--	--	--	--	--

を

府の区域外の他の事業所からの転勤者数	集中地域内にある他の事業所からの転勤者数							
	集中地域外にある他の事業所からの転勤者数							

に、

	人	人	人	人	人	人	人

を

新 規 雇 用 者			人	人	人	人	人	人
府の区域外 の他の事業 所からの転 勤者	集中地域内 にある他の 事業所から の転勤者							
	集中地域外 にある他の 事業所から の転勤者							

に改める。

別紙第8号様式の（別紙）中

イ 府の区域外 の他の事業 所からの転 勤者数			
----------------------------------	--	--	--

を

イ 府の区域外 の他の事業 所からの転 勤者数	集中地域内 にある他の 事業所から の転勤者数			
	集中地域外 にある他の 事業所から の転勤者数			

に、

	人	人	人

を

新 規 雇 用 者			人	人	人
府の区域外 の他の事業 所からの転 勤者	集中地域内 にある他の 事業所から の転勤者				
	集中地域外 にある他の 事業所から の転勤者				

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

京都府規則第28号

京都府警察手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

京都府警察手数料徴収条例施行規則（平成12年京都府規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（電子申請等に係る手数料の納付方法）」に改め、同条中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

別表第2の4の項及び5の項を削る。

附 則

この規則は、令和8年8月1日から施行する。

公 安 委 員 会

京都府道路交通規則及び京都府警察本部等組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年7月14日

京都府公安委員会

委員長 池 坊 由 紀

京都府公安委員会規則第7号

京都府道路交通規則及び京都府警察本部等組織規則の一部を改正する規則

（京都府道路交通規則の一部改正）

第1条 京都府道路交通規則（昭和35年京都府公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第6条の5第1項第13号中アを削り、イをアとし、ウをイとし、同号エ中「からウまで」を「及びイ」に改め、同号中エをウとする。

（京都府警察本部等組織規則の一部改正）

第2条 京都府警察本部等組織規則（昭和42年京都府公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第35条中第7号を削り、第8号を第7号とする。

附 則

この規則は、令和8年8月1日から施行する。

京都府公安委員会告示第115号

平成26年京都府公安委員会告示第47号は、令和8年7月31日限り廃止する。

令和8年7月14日

京都府公安委員会

委員長 池 坊 由 紀